

令和 4～5 年度関東甲信工事局
発注者支援業務（新横浜）
民間競争入札実施要項

令和 3 年 10 月

独立行政法人
鉄道建設・運輸施設整備支援機構

目 次

| | |
|--|----|
| 1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項 | 2 |
| 2. 実施期間に関する事項 | 4 |
| 3. 入札参加資格に関する事項 | 4 |
| 4. 入札に参加する者の募集に関する事項 | 7 |
| 5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項 | 9 |
| 6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項 | 13 |
| 7. 受注者に使用させることができる機構財産に関する事項 | 13 |
| 8. 公共サービス実施受注者が、対象公共サービスを実施するに当たり、国の行政機関等の長等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により受注者が講ずべき措置に関する事項 | 13 |
| 9. 公共サービス実施受注者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により受注者が負うべき責任に関する事項 | 16 |
| 10. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項 | 16 |
| 11. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項 | 17 |

令和 4～5 年度関東甲信工事局発注者支援業務（新横浜） 民間競争入札実施要項

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

1. 対象公共サービスの詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき対象公共サービスの質に関する事項

1. 1 対象公共サービスの詳細な内容

(1) 業務概要

本業務は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「当機構」という。）関東甲信工事局における発注者（関東甲信工事局長をいう。以下同じ。）の業務を支援し、その円滑な履行を図ることを目的とするものである。

(2) 業務の内容

本業務は、以下に掲げる内容を行うものである。

なお、受発注者間の指示及び承諾行為は受注者の配置予定主任技術者に対して行うため、実施する配置予定技術員は配置予定主任技術者の管理下において作業を行うものである。

1) 工事発注にかかる補助業務

受注者は、発注者が行う工事発注に必要な設計図書作成の補助業務を行い、その結果を報告するものとする。

例…明かり工区（橋りょう、高架橋）における積算資料収集（ケーソン等の基礎構造物やPC桁等の上部工の歩掛事前調査）、数量計算書の整理（長大橋りょう等の概算数量の確認）、積算基礎資料・工事工程表・全体行程表の作成。工事及び役務の履行に係る補助業務

※工事現場の施工管理業務は対象外

2) 受注者は、工事及び役務の受注者等から提出された資料の収集・整理等の補助業務を行い、その結果を報告するものとする。

例…盛土工に関わる積算数量の確認、ニューマチックケーソン工に関わる機械設備等積算単価の確認。地元及び関係機関との協議・調整に係る補助業務

3) 受注者は、発注者が行う関係機関（国、地方自治体、道路管理者、河川管理者等）との協議・調整に要する資料の収集・整理・作成、協議打合せ簿の作成等の補助を行い、その結果を報告するものとする。

例…工事用道路に関わる協議資料作成（造成平面図・断面図作成、概略工事費算出等）、工事用排水路に関わる協議資料作成（図面作成、概略工事費算出）、河川協議・道水路交差協議に関わる資料作成（図面作成、議事録作成）、前述の関係機関との協議に同行。

4) その他

上記各条項において工事及び役務契約上重大な事案等が発見された場合は、遅滞なく報告するものとする。

1. 2 確保されるべき対象公共サービスの質

本業務の実施にあたり、達成すべき目標は以下のとおりとする。

1. 2. 1 達成目標

(1) 工事発注にかかる補助業務

指定された業務内容が、適切に実施されること。

(2) 工事及び役務の履行に係る補助業務

指定された業務内容が、適切に実施されること。

(3) 地元及び関係機関との協議・調整に係る補助業務

指定された業務内容が、適切に実施されること。

(4) その他

業務実施にあたって、役務、工事受注者又は外部から通知等を受けた場合は、速やかに発注者にその内容を正確に伝えること。

1. 2. 2 達成水準のモニタリングの方法（業務評価）

発注者は業務の目標の達成状況を確認・評価するため、年に2回（9月、2月）以下の評価項目により算定する。具体的な算定方法等は請負工事成績評定要領等による。様式は別紙－2参照のこと。

- ① 業務の主旨の理解
- ② 法令、技術基準の知識
- ③ 作業内容についての判断
- ④ 関係者とのコミュニケーション
- ⑤ 業務目的の達成度
- ⑥ 業務実施体制の的確性
- ⑦ 打合せ内容の理解
- ⑧ 指揮系統の迅速性、確実性
- ⑨ 責任感、積極性、発注者側の視点

1. 2. 3 創意工夫の発揮可能性

業務を実施するにあたっては以下の視点から受注者の创意工夫を発揮し、公共サービスの質の向上に努めるものとする。

(1) 業務の実施方針に関する提案

受注者は、業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等について業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

(2) 業務に対する技術的所見

受注者は、業務の特性に応じて、業務毎に設定する留意点を踏まえた技術的所見を示すこととする。

1. 2. 4 代金の支払い方法

受注者は、業務を実施するにあたり、1. 2. 1に掲げる達成目標の水準を確保しなければならない。

発注者は、上記の履行内容を確認し、検査したうえで代金を支払うものとし、その

支払いは適正な請求書を受理した日から起算して 30 日以内とする。

1. 2. 5 法令等変更による増加費用及び損害の負担

法令等の変更により受注者に生じた合理的な増加費用及び損害は、以下の（1）から（3）のいずれかに該当する場合には発注者が負担し、それ以外の法令等変更による増加費用及び損害については受注者が負担する。

- （1）本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令、基準等の変更及び税制度の新設
- （2）消費税その類似の税制度の新設・変更（税率の変更含む。）
- （3）上記（1）、（2）のほか、法人税その他類似の税制度の新設・変更以外の税制度の新設・変更（税率の変更を含む。）

2. 実施期間に関する事項

本業務の実施期間は、以下のとおり予定している。

令和4年4月1日～令和6年3月31日

（本業務の入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和4年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。）

ただし、業務の実施上における新規業務の発生や実施状況に応じて、年度途中に業務発注を行うことがある。

3. 入札参加資格に関する事項

3. 1 入札参加者に要求される資格

- （1）法第 15 条において準用する法第 10 条各号に該当する者でないこと。（別途誓約書の提出が必要。）
- （2）独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成 15 年 10 月 1 日付け機構規程第 78 号）（以下「契約事務規程」という。）第 4 条又は第 5 条の規定に該当しない者であること。
- （3）令和 3 ・ 4 年度の役務競争参加資格確認において、当機構関東甲信工事局における「土木設計調査」に係る競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当機構関東甲信工事局が別に定める手続に基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- （4）当機構関東甲信工事局長から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 15 年 10 月 1 日付け機構規程第 83 号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- （5）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、当機構公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (6) 当該業種区分における前年度の当機構の作業成績がある場合、平均で 60 点未満でないこと。
- (7) 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (8) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近 2 年間（①及び⑥については 2 保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険、②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、③船員保険、
 - ④国民年金、⑤労働者災害補償保険、⑥雇用保険

3. 2 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡をとることは、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約申込心得（以下「契約申込心得」という。）第 8 条第 2 項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

（1）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

（2）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし 1) については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

- 1) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - ①株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - a 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - b 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - c 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
 - d 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - ②会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - ③会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - ④組合の理事

- ⑤その他業務を執行する者であって①から④までに掲げる者に準ずる者
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
 - (3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

3. 3 競争参加資格確認申請書の提出者に関する要件

（1）誓約書の提出

8. (3) における中立公平性が確認できる誓約書若しくは資料の写しを競争参加資格確認時に提出すること。なお、誓約書の提出期限は競争参加資格確認申請書と同様の扱いとする。

（2）業務実施体制に関する要件

1) 競争参加資格確認申請書を提出する者は、当機構関東甲信工事局管内に業務拠点（配置予定主任技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ）を有すること。

※関東甲信工事局管内の業務拠点とは、東京都・神奈川県・山梨県をいう。

2) 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。

3) 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。

（3）業務実績に関する要件

競争参加資格確認申請書を提出する者は、平成 18 年度から本件の競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出日まで完了し、引渡し済みの同種又は類似業務 I の実績（再委託による役務は含まない。）を有すること。ただし、当該実績が当機構（国鉄清算事業関係を除く。）の実績で作業成績がある場合は、65 点以上のものに限る。なお、作業成績評定点の通知を受けていない業務も要件を満たす場合には業務実績とすることができます。

| 区分 | 内容 |
|--------|--|
| 同種業務 I | 鉄道構造物の設計、積算又は施工管理に係る役務 |
| 類似業務 I | 道路構造物の設計、積算又は施工管理に係る役務※道路構造物とは、国、地方公共団体、高速道路株式会社法及び地方道路公社法が適用される事業者が発注するものをいう。 |

3. 4 配置予定主任技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

配置予定主任技術者の資格等

次の要件の一方に該当する者。

(a) 次のいずれかの資格を有し、5 年以上の鉄道構造物又は道路構造物※の設計、積算又は施工管理に係る業務の実務経験（ただし、照査技術者として従事した業務は除く）、かつ 5 年以上の業務の統括管理の経験を有する者。なお、1 件名で 5 年以上

の実務経験及び統括管理の経験を満たすことができない場合は、複数件名の組み合わせとすることができます。実務経験及び統括管理の経験には平成 18 年度以降に元請（発注者と直接契約したものに限る。）として完了したものその他、出向又は派遣、再委託を受けて完了したものも認める。また、発注者として従事した業務の経験※も実績として認める。

※入札参加者から提出される経歴書により確認するものとする。

- 1) 技術士（建設部門）、（総合技術監理部門（建設））
 - 2) 鉄道設計技士（鉄道土木）
 - 3) 一級土木施工管理技士
 - 4) RCCM（鉄道）、（土質及び基礎）、（鋼構造及びコンクリート）、（トンネル）、（施工計画、施工設備及び積算）、（建設環境）
- (b) 鉄道又は道路分野において発注者支援業務の主任技術者（土木技術業務委託の管理技術者を含む）の実務経験を有する。

配置予定主任技術者が要件(a)の道路構造物の設計、積算又は施工管理に係る業務で参加する場合は、配置予定技術員の内、最低 1 名は鉄道構造物の設計、積算又は施工管理に係る実務経験を有する者を配置すること。

※道路構造物とは、国、地方公共団体、高速道路株式会社法または地方道路公社法が適用される事業者が発注するものをいう。

3. 5 配置予定技術員に対する要件は、以下のとおりとする。

配置予定技術員に必要とされる同種又は類似業務の経験

全ての配置予定技術員は、以下に示す同種又は類似業務 II の経験を有すること（ただし、照査技術者として従事した業務は除く）。

なお、配置予定技術員に必要とされる同種又は類似業務の経験には、役務の他、工事等の実務経験も含まれる。

また、配置予定主任技術者の実務経験が 5 年以上の道路構造物の設計、積算又は施工監理に係る業務の場合は、配置予定技術員の内、最低 1 名は鉄道構造物の設計、積算又は施工管理に係る実務経験を有する者を配置すること。

| 区分 | 内 容 |
|---------|--|
| 同種業務 II | 2 年以上の鉄道構造物の設計、積算又は施工管理に係る業務 |
| 類似業務 II | 2 年以上の道路構造物の設計、積算又は施工管理に係る業務 ※道路構造物とは、国、地方公共団体、高速道路株式会社法及び地方道路公社法が適用される事業者が発注するものをいう。 |

3. 6 競争参加資格確認申請書等に関する事項

「4. (2) 申請書類の内容」に示す競争参加資格確認申請書等（以下、「競争参加資格確認申請書等」という。）において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

4. 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 基本事項

- 1) 本業務は、入札前に業務計画等に関する競争参加資格確認申請書等を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。
- 2) 本業務は提出資料、入札を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、以下の点に留意すること。
 - ①電子入札システムによる手続きは、同じＩＣカードにて手続きを行うこと。ただし、使用していたＩＣカードについて、ＩＣカード発行機関のＩＣカードの利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満了により開札までの間に使用することができなくなることが確実な場合においては、契約担当役の承諾を得た場合に限り、当該入札に関して入札権限のある他のＩＣカードに変更することができる。
 - ②当初より、電子入札システムによりがたいものは、契約担当役の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。
 - ③電子入札システムによる手続きに入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側にやむを得ない事情があり、全体入札手続に影響がないと契約担当役が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。
 - ④なお、入札説明書において、紙入札方式による場合の記述部分は、全て上記の契約担当役の承諾を前提として行われるものである。
- 3) 入札金額は本業務に要する一切の経費の 110 分の 100 に相当する金額とすること。

(2) 申請書類の内容

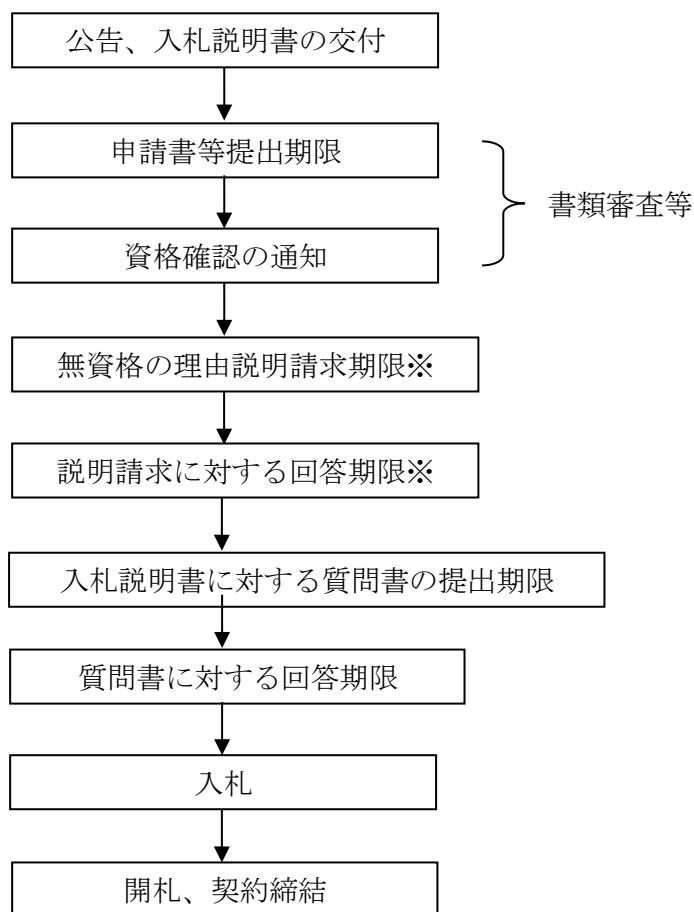
入札参加者は、次に掲げる書類を別に定める入札説明書に記載された様式、期日及び方法により提出すること。

- 1) 競争参加資格確認申請書
- 2) 当機構の作業成績、業務拠点を有することを証明する調書
- 3) 企業の平成 18 年度以降完了した役務の実績
- 4) ワークライフバランス関連認定の有無
- 5) 配置予定主任技術者の資格、平成 18 年度以降に完了の同種又は類似役務の経験、直接雇用関係に関する調書
- 6) 配置予定技術員の平成 18 年度以降に完了の同種又は類似役務の経験
- 7) 業務理解度、業務実施体制に関する調書
- 8) 技術的所見に関する調書
- 9) 中立公平性に関する調書
- 10) 提出書類通知書

(3) 入札の実施手続及びスケジュール

- 1) 公告 : 令和3年12月上旬～令和4年1月中旬
- 2) 入札説明書の交付 : 令和3年12月上旬～令和4年1月中旬
- 3) 申請書及び資料の受付期限 : 令和3年12月下旬～令和4年1月下旬
- 4) 書類審査等 : 令和4年1月上旬～令和4年1月下旬
- 5) 競争参加資格の確認結果の通知 : 令和4年1月下旬～令和4年2月上旬
- 6) 入札書の受付期限 : 令和4年1月下旬～令和4年2月中旬
- 7) 入札 : 令和4年1月下旬～令和4年2月下旬
- 8) 開札 : 令和4年1月下旬～令和4年2月下旬
- 9) 落札者の決定 : 令和4年2月下旬～令和4年3月上旬
- 10) 契約締結 : 令和4年4月1日以降

入札手続きフロー図



※参加資格ありと認められた場合は手順省略。

5. 対象公共サービスを実施する者を決定するための評価の基準その他の対象公共サービスを実施する者の決定に関する事項
5. 1 受注者の決定は、総合評価落札方式により行うものとする。

(1) 落札者決定するための基準

入札参加者は、価格及び競争参加資格確認申請書等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記（3）総合評価の評価方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

- 1) 入札価格が契約事務規程第14条に基づき作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。ただし、契約のうち予定価格が100万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約のないように適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
- 2) 落札者となるべき者の入札価格が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程第24条及び第25条の規程により別に定める額及び基準並びにその取扱いについて（平成20年1月18日付け鉄業契第28号・鉄計積第20号）記2に定める調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、入札を保留し、契約内容に適合した履行がなされるかどうか調査のうえ、後日、落札者を決定する。
- 3) 基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。
- 4) 基準価格を下回った入札を行った者は、当職の事情聴取等調査に協力すること。
- 5) 上記において、評価値が最も高い者が2名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の評価項目

総合評価における評価項目は以下のとおり。

| 評価項目 | 評価の着目点 | | 評価の ウェイト | |
|------------------|---------|---------------------|--|---|
| | 判 断 基 準 | | | |
| 参加表明者 (企業)の能力 | その他 | ワークライフバランス関連認定の取得状況 | <p>下記のいずれかの認定を受けている。</p> <ul style="list-style-type: none">・女性活躍推進法に基づく認定等（えるぼし・プラチナえるぼし認定企業等）※1・次世代法に基づく認定（くるみん・プラチナくるみん認定企業）※2・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※3 <p>なお、上記に該当しない場合は加点しない。</p> | 5 |

| | | | | | | |
|-------------------------------|---------------|-------------------------------------|------------------------|--|--|-------------------------|
| 配置予定 主任技術者 者の経験 及び能力 | 主任 技術 者 | 資格 要件 | 技術者 資格等 | 技術者資格等 、その専門分 野の内容 | 下記の順位で評価する。 ① 以下のいずれかの資格を有するもの <ul style="list-style-type: none"> ・技術士（総合技術監理部門） ・技術士（建設部門） ・鉄道設計技士（鉄道土木） ②以下のいずれかの資格を有するもの <ul style="list-style-type: none"> ・1級土木施工管理技士 ・RCCM（（鉄道）、（土質及び基礎）、（鋼構造 及びコンクリート）、（トンネル）、（施工計画、 施工設備及び積算）、（建設環境）） ③上記①、②に該当しない | (1) 5 (2) 3 (3) 0 |
| | | | | | | |
| 実施方針 | 業務理解度 | 平成18年度以 降の同種又は 類似業務の経 験の内容 | | 下記の順位で評価する。 ① 同種業務III（※4）と5年以上の業務の統括管理の経験 がある。 ② 類似業務III（※4）と5年以上の業務の統括管理の経験 がある。 ③上記①、②に該当しない | (1) 5 (2) 3 (3) 0 | 1 0 |
| | 実施体制 | | | 下記の場合に優位に評価する。 <ul style="list-style-type: none"> ・配置予定技術員の代替要員の確保など、業務を遂行する うえで体制が確保されている場合。 ・配置予定技術員の技術力の確保及び向上に向けた取組み が具体的に示されている場合。 ・監督員からの指示事項等の技術員への円滑な伝達と共 有のための手法及び技術員へのフォロー方法が具体的 に示されている場合。 ・業務工程等の変化による業務量の変動に対する業務実 施体制が具体的に示されている場合。 | | 1 5 |
| 技術的所 見 | 本業務における留意点 | 的確性 | 提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。 | | 2 0 | 1 0 |
| | | 実現性 | | | | |
| | | | | 合計（技術評価の配点合計） | | 7 0 |

※ 1 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条に基づく基準に適合する
ものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）又は同
法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策

定・届出している企業（常時雇用する労働者の数が300人以下のものに限る。）をいう。

- ※2 次世代育成支援対策推進法第13条又は第15条の2に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- ※3 青少年の雇用の促進等に関する法律第15条に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
- ※4 同種又は類似業務Ⅲとは、以下のものをいう。なお、1件名で要件を満たすことができない場合は、複数件名をもって同種又は類似業務とみなす。

| 区分 | 内 容 |
|-------|--|
| 同種業務Ⅲ | 5年以上の鉄道構造物の設計、積算又は施工管理に係る業務。 |
| 類似業務Ⅲ | 5年以上の道路構造物の設計、積算又は施工管理に係る業務 ※ 道路構造物とは、国、地方公共団体、高速道路株式会社法及び地方道路公社法が適用される事業者が発注するものをいう。 |

(3) 総合評価の評価方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の満点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

価格評価点の満点は30点とする。

3) 技術評価点の算出方法

申請書等の内容に応じ、下記①、②、③、④の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は30点とする。

①参加表明者（企業）の能力

②予定技術者の経験及び能力

③実施方針

④技術的所見

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = (\text{技術評価点の満点}) \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

$$\text{技術評価の得点合計} = (\text{①に係る評価点}) + (\text{②に係る評価点}) + (\text{③に係る評価点}) + (\text{④に係る評価点})$$

4) 総合評価は入札者の申し込みに係る上記により得られた技術評価点と当該入札者から求められる価格評価点の合計値（評価値）をもって行う。

6. 対象公共サービスに関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

別紙一「従来の実施状況に関する情報の開示」のとおり。

7. 受注者に使用させることができる機構財産に関する事項

- (1) 受注者は、発注者の業務用事務室の使用にあたっては、使用計画書を提出し、発注者の承諾を得なければならない。
- (2) 受注者は、業務の履行に必要な次の貸与品を善良な管理者の注意をもって使用するものとする。
 - ・業務用事務室
 - ・机、椅子
 - ・プリンター
 - ・業務の履行に必要な指針、手引き等
- (3) 受注者は、発注者のネットワークに接続するために必要な申請書、誓約書等を提出し、許可を受けるものとする。
- (4) 貸与品等の使用料（光熱水料を含む）については、発注者に対する受注者の支払い行為は発生しない。
- (5) 受注者は、故意又は過失により貸与品が亡失又はき損した場合は、損害を賠償しなければならない。

8. 公共サービス実施民間事業者が、対象公共サービスを実施するに当たり、発注者等に対して報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置その他の対象公共サービスの適正かつ確実な実施の確保のために契約により受注者が講ずべき措置に関する事項

- (1) 報告等について
 - 1) 受注者は、委託契約締結後、遅滞なく実施計画書を作成し、発注者に提出しなければならない。
 - 2) 受注者は、設計図書の定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告することができる。
 - 3) 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に届出なければならない。
- (2) 指示について
発注者は、受注者による業務の適切かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、法第27条第1項に基づき受注者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

また、上記によらず、業務の検査・監督において業務の質の低下につながる問題点を確認した場合には、その場で指示を行うことができるものとする。

(3) 中立公平性に関する要件

本業務の受注者及び本業務を受注した者と資本関係又は人的関係のある者は業務履行期間中において、当機構関東甲信工事局が発注する工事の入札に参加すること

ができない。また、本業務の技術員の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本関係又は人的関係のある者は業務履行期間中において、当機構関東甲信工事局が発注する工事の入札に参加してはならない。なお、「工事に参加」とは、当該工事の入札に参加すること、当該工事の下請け（測量、地質調査業務も含む）としての参加をいう。

また、本業務を受注した場合、技術員の出向・派遣元及び出向・派遣元と資本関係又は人的関係のある会社の名簿を提出すること。

資本面・人事面で関係があるとは、次の①又は②に該当するものをいう。

①一方の会社等が他方の会社等の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている場合。

②一方の会社等の代表権を有する役員が他方の会社等の代表権を有する役員を兼ねている場合。

（4）秘密の保持等について

- 1) 受注者は、本業務の履行以外の目的に、秘密情報を利用してはならない。
- 2) 受注者は、秘密情報について、その全部又は一部を第三者に開示し又は漏洩してはならない。
- 3) 受注者は、本業務を履行するために必要最小限度の範囲に限り、秘密情報を開示できるものとする。この場合、受注者は、事前に秘密情報を開示する者の名称等その他発注者の求める事項を記載した書面を提出し、発注者の承諾を得るものとする。
- 4) 受注者は、必要な限度を超えて秘密情報を複写、複製、電磁的記録化又は改変してはならない。
- 5) 受注者は、本業務が終了した場合又は発注者から求めがあった場合には、秘密情報について、発注者に返還又は消去しなければならない。
- 6) 受注者は、秘密情報の保持義務に違反したことによって発注者に損害が生じた場合、その損害を賠償するものとする。
- 7) 受注者は、秘密保持の義務を履行するために必要な体制を整備しなければならない。

（5）再委託の取扱い

- 1) 受注者は、作業の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2) 受注者は、作業の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。
- 3) 発注者は、受注者に対して、作業の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（6）契約の変更及び解除

1) 契約内容の変更

本契約における数量の増減等による変更（精算）は、以下に示す場合等において、業務の実施体制を変更する必要が生じた場合を想定している。なお、契約の変更は、発注者と民間事業者との協議に基づいて行う。

- ・予算増額に伴う業務量の変動が生じた場合又は予算減額に伴う業務量減少が生じた場合。

2) 権利義務の譲渡

①受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

②受注者は、成果物（未完成の成果物及び作業を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

3) 契約の解除

3-1) 発注者による契約の解除

1) 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- ①正当な理由なく、作業に着手すべき期日を過ぎても作業に着手しないとき。
- ②その責めに帰すべき事由により、履行期間内に作業が完了しないと明らかに認められるとき。
- ③配置予定技術者を配置しなかったとき。

④前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

⑤3-2) の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

⑥受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

a) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

b) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

c) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

d) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

e) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

f) 一括委任等の契約を締結する場合、その相手方が a) から e) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

g) 受注者が、 a) から e) までのいずれかに該当する者を一括委任等の契約の相手方としていた場合（ f ）に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2) 発注者は、作業が完了するまでの間は、3-1) 1) の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

3-2) 受注者による契約の解除

受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

① 設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。

② 作業の中止期間が6か月を超えたとき。ただし、中止が作業の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の作業が完了した後3か月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

③ 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

9. 公共サービス実施民間事業者が対象公共サービスを実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により受注者が負うべき責任に関する事項

(1) 作業を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

(2) 発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

10. 対象公共サービスに係る法第7条第8項に規定する評価に関する事項

(1) 調査方法

機構は、民間事業者が実施した業務の内容について、その評価が的確に実施されるよう、実施状況の調査を行うものとする。

(2) 実施状況に関する調査の時期

総務大臣が行う評価の時期を踏まえ、令和5年3月末における状況を調査するものとする。

(3) 調査項目

本実施要項1.2「確保されるべき対象公共サービスの質」により設定した事項。

1.1. その他対象公共サービスの実施に関し必要な事項

受注者が負う可能性のある主な責務等

(1) 罰則等

- 1) 本業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用について、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- 2) 法第25条第1項の規定に違反して、法第24条の公共サービスの実施に関する知識を得た秘密を漏らし、又は盗用した者は、法第54条の規定により、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることとなる。
- 3) 次のいずれかに該当する者は、法第55条の規定により30万円以下の罰金に処されることとなる。
 - ・法第26条第1項による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は法第26条第1項による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
 - ・正当な理由なく、法第27条第1項による指示に違反した者
- 4) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記3)の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して上記3)の刑を科されることとなる。

(2) 会計検査について

受注者は、公共サービスの内容が会計検査院法第22条に該当するとき、又は同法第23条第1項第7号に規定する「事務若しくは業務の受注者」に該当し、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、会計検査院の実施検査を受けたり、同院から直接又は発注者を通じて、資料・報告書等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。

従来の実施状況に関する情報の開示

1 従来の実施に要した経費

(単位:千円)

| | | 令和2年度 | 令和3年度 | |
|---------|-----------|--------|--------|--|
| 人件費 | 常勤職員 | | | |
| | 非常勤職員 | | | |
| 物件費 | | | | |
| 請負費等 | 役務 | 47,223 | 59,477 | |
| | 機器・回線等料 | | | |
| | その他 | | | |
| 計(a) | | 47,223 | 59,477 | |
| 参考値 | 減価償却費 | | | |
| | 退職給付費用 | | | |
| | (b) 間接部門費 | | | |
| (a)+(b) | | 47,223 | 59,477 | |

(注記事項)

- ・本業務は令和2年から「令和2～3年度関東甲信工事局発注者支援業務(新横浜)」として民間事業者に委託している。
- ・委託費の積算は、業務に係る人件費、材料費、旅費交通費、諸経費が含まれる。
- ・旅費等を実績精算することを考えているため、請負金額に増減が生じることがある。

2 従来の実施に要した人員及びその配置状況

(単位:人・日)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | |
|-----------------------------------|-------|-------|--|
| (受託者における発注者支援業務(新横浜)従事者の年度ごとの延人数) | | | |
| 主任技術者 | 6 | 6 | |
| 担当技術者 | 667 | 684 | |

(業務従事者に求められる知識・経験等)

主任技術者の資格要件は以下の通り

1. 経験に関する要件

- ①5年以上の鉄道構造物又は道路構造物の設計、積算又は施工管理に係る実務経験、かつ5年以上の業務の統括管理の経験を有する者。

2. 技術力に関する要件

以下のいずれかの資格等を有するもの

(ア)技術士(総合技術監理部門)

(イ)技術士(建設部門)

(ウ)1級土木施工管理技士

(エ)鉄道設計技士(鉄道土木)

(オ)RCCM(鉄道)、(土質及び基礎)、(鋼構造およびコンクリート)、(トンネル)、(施工計画、施工設備及び積算)、(建設環境)

担当技術者の資格要件は以下の通り

○経験に関する要件

5年以上の鉄道構造物又は道路構造物の設計、積算又は施工管理に係る実務経験。ただし、配置予定主任技術者の実務経験が5年以上の道路構造物の設計、積算又は施工監理に係る業務の場合は、配置予定技術員の内、最低1名は鉄道構造物の設計、積算又は施工管理に係る実務経験を有する者を配置すること。

(業務の繁忙の状況とその対応)

(人・日)

| (令和2年度) | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 主任技術者 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 6 |
| 担当技術者 | 56 | 53 | 64 | 52 | 45 | 57 | 66 | 56 | 57 | 50 | 50 | 61 | 667 |
| (令和3年度) | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 計 |
| 主任技術者 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 0.5 | 6 |
| 担当技術者 | 57 | 57 | 57 | 57 | 57 | 57 | 57 | 57 | 57 | 57 | 57 | 57 | 684 |

(注記事項)

- 受託事業者が本業務に直接従事させた者の月毎の延人数である。

- 令和2年度については、委託対象の業務に年度を通じて直接従事した常勤者(委託事業を実施する部門において対象業務に従事する人員)の人数を記載している。記載の担当技術者数のうち、工事発注支援業務に8割、役務発注支援業務に1割、設計支援業務に1割程度の業務量としている。また、出張にかかる業務量(3人日)を含んでいる。

- 主任技術者については、監督員と対面での打合せを毎月0.5人/日程度行っており、それ以外にも作業の修正依頼等は随時メールや電話で対応している。

- 令和3年度については、契約上見込んでいる数値(年当たり、主任技術者0.5人×12ヶ月=6人・年、月当たり、担当技術者3人×19日=57人・日)を記載している。

- 当該業務の対象とする役務及び工事について、委託者との協議の進捗等により、業務量が増減する場合がある。

(従来の計画・実績の状況)

| | 令和2年度 | | | | |
|------------------------------------|--------|--------|--|--|--|
| | 目標・計画 | 実績 | | | |
| 1. 工事発注業務補助 | 2件 | 2件 | | | |
| 計画工程根拠資料の作成 | 2件 | 2件 | | | |
| 発注者から提示された図面の AutoCadを用いた修正(枚数) | 2,800枚 | 2,800枚 | | | |
| ひな形を元にした数量計算書 の作成(ページ数) | 600ページ | 600ページ | | | |
| 積算システムへのデータ入力 | 2件 | 2件 | | | |
| 2. 役務発注業務補助 | 3件 | 1件 | | | |
| 発注者から提示された図面の AutoCadを用いた修正(枚数) | 6枚 | 2枚 | | | |
| 3. 既契約工事設計変更補助 | 2件 | 2件 | | | |
| 建設所より提出された積算書 のチェック | 500ページ | 520ページ | | | |
| 建設所より提出された数量計 算書のチェック | 500ページ | 506ページ | | | |

(注記事項)

1. 工事発注業務補助 :工事(金額規模100億円以上)2件についての作業目安
2. 役務発注業務補助 :設計(金額規模1,000万円以上)3件についての作業目安
3. 既契約工事設計変更補助 :設計(金額規模1億円以上)6件についての作業目安」

3 従来の実施に要した施設及び設備

本省

【施設】

施設名称:関東甲信工事局

使用場所:関東甲信工事局の執務施設内

【設備】

発注者貸与

種類:プリンター、プロッター、机、椅子

使用数量:プリンター1台、プロッター1台、机3脚、椅子3脚

請負者所有

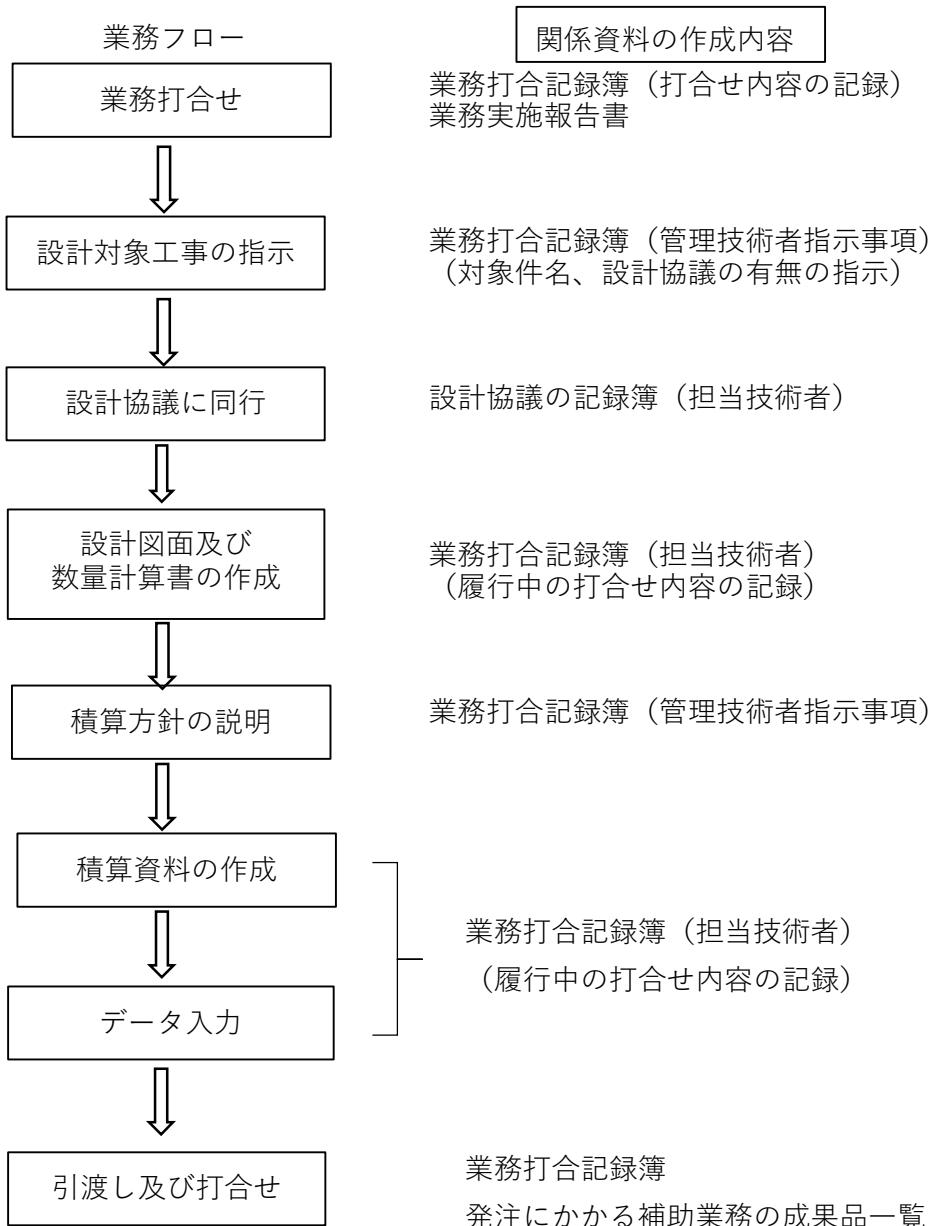
デスクトップPC3台等機構からの貸与品以外すべて。

4 従来の実施における目的の達成の程度

- ① 設計協議に同行して議事録作成 : 案件なし。
- ② 計画工程根拠資料の作成 : 適正に実施されていた。
- ③ 発注者から提示された図面のAutoCadを用いた修正 : 適正に実施されていた。
- ④ ひな形を元にした数量計算書の作成 : 適正に実施されていた。
- ⑤ 積算システムへのデータ入力 : 適切に実施されていた。
- ⑥ 建設所より提出された図面チェック : 適切に実施されていた。
- ⑦ 建設所より提出された積算書のチェック : 適切に実施されていた。
- ⑧ 建設所より提出された数量計算書のチェック : 適切に実施されていた。

5 従来の実施方法等

従来の実施方法(業務フロー図等)



(事業の目的を達成する観点から重視している事項)

本業務を実施するにあたっては、発注者の要請に対して的確かつ迅速に対応するとともに、役務や工事の進捗状況に応じた臨機な対応が求められる。さらに当該業務の実施にあたっては、法令順守はもちろん委託者の意向により、守秘義務の徹底が求められる。

(注記事項)

- ・主任技術者 1名
- ・担当技術者 3名

作業成績採点表

(発注者支援業務)

| | | | | | | |
|-------|-----|-------|-------|--|---|--|
| 契約番号 | 役第号 | 件名 | | | | |
| 作業内容 | | | 作業種別 | | | |
| 受注者 | | | 主任技術者 | | | |
| 請負金額 | 当初 | 円 | 最終 | | 円 | |
| 着手年月日 | | 完了年月日 | | | | |

| 評定者 | 考查項目 | 内 容 | 非常に 良い | 良い | 普通 | やや 悪い | 悪い |
|------------|-----------------|---|---|------|------|----------|----|
| | | | 100 | 80 | 70 | 60 | 40 |
| 監督 | 業務の主旨の理解 | 業務内容及び目的の理解度、業務計画書に記載された内容の理解度 | 9 | 7 | 5.5 | 4 | 2 |
| | 法令、技術基準の知識 | 法令及び技術基準等の理解度、追加示方書や内容説明書等の当該業務固有条件の理解度、業務上必要となる専門知識を持っていたか | 12 | 9 | 8 | 7 | 4 |
| | 作業内容についての判断 | 必要な資料の準備や収集、業務遂行段階における新たな指示事項の解決、業務(現場)で発生した諸問題への対応能力 | 12 | 9 | 8 | 7 | 4 |
| | 関係者とのコミュニケーション | 日々の業務内容の報告、報告事項の伝達の的確さ、関係者とのコミュニケーション力 | 12 | 9 | 8 | 7 | 4 |
| | 業務目的の達成度 | 契約図書提示項目の実施状況、指示事項の実施状況、業務上作成する資料の提出状況、理解度、的確さ、理解しやすさ | 15 | 12 | 10.5 | 9 | 6 |
| 員 | 業務実施体制の的確性 | 業務計画書の業務組織計画に基づく実施体制での作業の履行、安定的に十分な業務実施体制の確保 | 9 | 7 | 5.5 | 4 | 2 |
| | 打合せ内容の理解 | 業務打合記録簿および業務実施報告書等の整理状況、受注者内の意思疎通の正確さ | 9 | 7 | 5.5 | 4 | 2 |
| | 指揮系統の迅速性、確実性 | 情報伝達時期の的確さ、情報伝達の確実性、伝達事項の書面による記録、問題発生時のバックアップ体制、配置技術員への技術的関与の的確さ | 14 | 11.5 | 9.5 | 7.5 | 5 |
| | 責任感、積極性、発注者側の視点 | 主任技術者及び配置技術員の積極性・責任感、発注者を支援する立場としての適切な対応、不明な点が生じた場合の迅速な問合せや確認、業務内容・精度の向上のための新たな取組 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 |
| | 評定点:監督員(A) | | 点 | | | | |
| 評定点:監督員(B) | | | 点 | | | | |
| 評定点合計 | | 得点合計[(A)+(B)] 満点合計 | $\times 100 =$ $\text{_____} \times 100 =$ | | | | |
| その他特記事項 | | | | | | | |
| 監督員(A) | 所属 | | 氏名 | | | | |
| 監督員(B) | 所属 | | 氏名 | | | | |

(注) 1.この作業成績採点表は監督員が2人の場合を対象とする。

2.表中「専門技術力」とある内容は配置技術員、「管理技術力」とある内容は主任技術者、「取組姿勢」については、主任技術者及び配置技術員について評価する。
 3.該当事項のないものは、差し引いて換算し、評定点は100点満点とする。